

## 園芸施設共済新規加入者ご紹介キャンペーン詳細

<b>■キャンペーンの内容</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・表面のご紹介者様とご紹介いただく方(対象者)にご記入いただき、職員にお渡しいただくか、お電話にて園芸施設共済に興味のある方をご紹介ください。(事前に対象者に承諾を得ていただきますようお願いいたします。)</li><li>・対象者が園芸施設共済へ新規にお申込みされ、掛金等の全部または一部の入金を確認できた後、紹介者に謝礼品(ギフト券3千円分)を進呈します。</li></ul>
<b>■対象期間</b>
令和6年4月から令和7年3月までの紹介が対象
<b>■進呈対象とならない場合</b>
<p><b>【紹介者が以下に該当する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象者と生計を一にしている場合</li></ul> <p><b>【対象者が以下に該当する場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・紹介時、既に園芸施設共済へお申込みされている場合</li><li>・既に他の紹介者により紹介を受けており、園芸施設共済へお申込みされている場合</li><li>・お申込み時の審査で、園芸施設共済に加入できないと判断された場合</li><li>・掛金等の全部または一部を入金されなかった場合</li></ul>
<b>■ご注意</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・本キャンペーンは、予告なく中止・変更する場合があります。</li><li>・対象者は、群馬県在住に限ります。</li><li>・対象者のご登録・お申込みに関する情報は、個人情報保護の観点から紹介した方へのご案内を控えさせていただきます。なお、ご紹介キャンペーン該当の有無に関しては、謝礼品の進呈をもって代えさせていただきます。</li><li>・ご記入いただいた紹介者のお名前等の情報は、対象者にお伝えすることがあります。</li><li>・謝礼品の授受権利はご本人に限ります。第三者への権利譲渡はできません。</li><li>・弊組合は、紹介によってトラブルが生じた場合、弊組合に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</li></ul>